

苓北風力合同会社「(仮称) 苓北風力発電事業環境影響評価準備書」
に対する勧告について

令和3年7月20日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称) 苓北風力発電事業環境影響評価準備書」について、苓北風力合同会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、熊本県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 熊本県天草郡苓北町及び天草市
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出力 : 最大54,600kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成29年 8月10日
環境大臣意見受理	平成29年10月19日
経済産業大臣意見発出	平成29年11月 7日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成29年11月27日
住民意見の概要等受理	平成30年 1月24日
熊本県知事意見受理	平成30年 3月28日
経済産業大臣勧告発出	平成30年 5月21日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和 2年10月29日
住民意見の概要等受理	令和 2年12月21日
熊本県知事意見受理	令和 3年 3月25日
環境大臣意見受理	令和 3年 3月30日
経済産業大臣勧告発出	令和 3年 7月20日

問合せ先:電力安全課 沼田、須之内、江藤
電話:03-3501-1742(直通)

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 事後調査について

ア 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるようこれまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

(2) 工事計画の見直しについて

本事業の工事計画は、風力発電設備の設置、工事用・管理用道路の新設・拡幅、資材置場の造成等により大規模な土地の改変が行われ、現状計画では、土工量が多いものとなっている。

このため、道路及び資材置場については、その必要性を再度検討し、計画の見直しを行うことで、切土量及び盛土量を可能な限り少量化するとともに土地の改変を最小限に抑えること。また、改変区域の大幅な変更がある場合には、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて必要な環境保全措置を講ずることにより、水環境及び動植物の生息・生育環境への影響を回避又は極力低減すること。

2. 各論

(1) 土地の改変に対する影響

対象事業実施区域の一部は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく土砂流出防備保安林、水源かん養保安林に指定され、同区域の周辺には、過去にも土砂流出・土砂崩壊等が発生していることから、治山事業が実施されており、土地の改変に慎重を要する地域である。また、同計画では、工事用・管理用道路の新設・拡幅等により、大規模な土地の改変が行われ、土工量が多いものとなっていることから、これらに伴う森林の伐採、土砂の崩落及び流出による水環境、植物、生態系等への影響が懸念される。

このため、関係機関や地元自治体と十分に協議及び調整した上で、専門家等からの助言を踏まえ事業計画を再度検討すること。検討に当たっては、風力発電設備の配置及び輸送経路並びに工事用・管理用道路の線形を適切に見直し、擁壁等の構造物の活用等を図り、切土量及び盛土量を可能な限り少量化するこ

とで、同区域の土地の改変による水環境、植物、生態系等への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る影響

対象事業実施区域の周辺には、複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影の予測結果について、事業者が参考とした参照値を複数地点において超過している。

このため、風力発電設備の稼働に伴う風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 評価書の作成までに、風力発電設備の配置について、更に詳細な検討を行うとともに、それらの検討を踏まえ、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて、環境保全措置を検討・実施すること。また、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、風車の影による生活環境への影響が生じる住居への事前説明を十分に実施すること。

イ 適切に事後調査を実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、稼働を制限する天候、季節、時間帯等の条件及び稼働を制限する風力発電設備を見直す等の追加的な環境保全措置を講ずること。

(3) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているサシバの複数のペアの営巣及び繁殖が確認されているほか、同区域の周辺はナベヅルの渡り経路になっている。

このため、本事業の実施によるサシバ等の希少猛禽類、ツル類の渡りの経路等への影響を回避又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無、渡り鳥の移動経路等に係る事後調査を適切に実施するとともに、バードストライクが確認される等、重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、ブレードの目玉塗装やシール貼付等鳥類からの視認性を高める措置、渡り鳥の衝突のおそれがある季節・時間帯の稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

ウ バードストライク及びバットストライクに関する事後調査については、死

骸の見落としや他の動物の持ち去りなどによる過小評価を回避するため、専門家等からの意見や国が示す技術情報等を踏まえ、十分な頻度で実施すること。

(4) 水質に対する影響

水質については、局所集中的な降雨の傾向を用いた評価も行うこと。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

(熊本県知事からの意見書の写しを添付)